press release

Komoro

令和８年 11 月 13 日

特定障害者特別給付費（補足給付）、療養介護医療費の支給決定誤りについて

障害者総合支援法による自立支援給付において、施設入所支援利用者の食費・光熱水費負担軽減のために支給する特定障害者特別給付費（補足給付費）、療養介護利用者の医療費負担軽減のために支払う療養介護医療費に支給決定誤りがありました。

このような事案が生じましたことを深くお詫び申し上げますとともに、今後厳正な事務執行を行い、再発防止に取り組んでまいります。

１　概要

障害者総合支援法に基づく自立支援給付の支給決定処理の際、本人・配偶者等の収入状況に基づき利用者負担上限額、特定障害者特別給付費、療養介護医療費を算出しています。

施設入所者、療養介護利用者に係る支給決定処理の際に、「年金生活者支援給付金」を収入認定せず処理を行っていたなどの誤りがあり、施設入所者の食費・光熱水費の負担軽減のため支払う「補足給付費（特定障害者特別給付費）」、療養介護入所者の医療費負担軽減のために支払う「療養介護医療費」が正しく算定されていないことが判明しました。

２　内容詳細

	施設入所者補足給付費	療養介護医療費
対　象　期　間	令和２年７月分～令和８年６月分 （６年間 72 か月分）	令和２年７月分～令和８年６月分 （６年間 72 か月分）
受給者実人数	63 名	９名
総　　額	8,345,449 円	確認中

３　対応について

該当者、事業所へ経過説明と謝罪を行いました。給付費の調整につきましては、該当者及び事業所と相談のうえ、手続きを進めてまいります。

４．再発防止策について

今後は、関係法令、事務処理要領等に基づく事前確認を徹底し、同様の事務処理誤りを再び生じさせることのないよう、適正な事務処理にに努めてまいります。

■問い合わせ先
小諸市　福祉課　福祉係　課長：金井　係長：五十嵐
℡：0267-22-1700（内線 2143）　Ｅﾒｰﾙ：fukushi@city.komoro.nagano.jp